

『仙芥集』翻刻②

中世東国仏教研究会

はじめに

『仙芥集』は、中世鎌倉の地で精力的な受法活動を行つた真言僧定仙の受法記録である。そのテキストは管見の限り称名寺聖教（神奈川県立金沢文庫保管）にのみ伝存しており、当研究会ではそのテキストを底本として翻刻研究を行つてゐる。

称名寺聖教本『仙芥集』は全三十部という大部のテキスト群があるので、全体の翻刻、全貌の把握には時間をする。研究会では各メンバーに担当するテキストを割り当てて翻刻作業を進め、その推敲を全員で行う形で、現在も継続して研究を進めている。

昨年度の年報ではその第一弾として定仙と『仙芥集』について概説し、称名寺聖教『仙芥集』全冊分の書誌データを掲載した上で、十三函一一の翻刻を掲載した。本稿では十三函一一四、七、八の三本について解題を付し翻刻を掲載する。なお、本来は前回の続きである十三函一二から翻刻すべきであるが、諸般の事情により完成した順に掲載することとした。ご了承願いたい。

今回翻刻したテキストは十三函一―四、七、八の三本である。その書誌データと共に内容を概説する。

①【十三函一―四】

〔外題〕 仙芥集

〔角書〕（表紙右上）二十三帖内 （表紙中央）公然—果性不可説即は密藏本分事／無相修行間事／真言利益仏果利益事／顕教不知温育方便事／遮情円極不用真言表徳事／真言無相不可落空見事／真言三形為如來本有徳事／真言表徳為真善妙有仮事

〔本文残存状態〕完全

〔書写者〕釤阿 〔装丁〕綴葉 〔紙数〕四紙八丁

〔料紙〕楮紙

〔法量〕一四・五×二二・三 〔行格〕十二行×十四行

〔手沢者名〕釤阿（梵字）（表紙右下）

〔加点等〕訓点あり 〔保存状態〕修理済

〔識語〕正応三年正月三十日記之、定仙一交了、

本冊には教学上の諸問題についての口伝が記されており、事相に関する受法記録が大部分を占める『仙芥集』の中では特殊と言える。表紙に名前が出る「公然」については詳らかでないが、『諸流灌頂秘藏鈔』には「三宝院御流意教上人方萬徳寺相承血脉」にその名が見え⁽¹⁾、『野沢血脉集』卷二には、三宝院流定海付法九人の内、遮那院大輔僧都覺鏡の血脉。⁽²⁾侍従阿闍梨經寬の付、大納言僧都、了一上人。

とあり、三宝院御流や三宝院流の末流である遮那院流を相承していた人物であることが分かる。また上の記述から本文中に頻出する「了上人」が公然の事を指していることは間違いない。『綜佛紀要』の前号に翻刻を掲載した十三函一一は三宝院流の胎藏道場觀についての口伝を記したものであるが、そこでも「了上人云」として度々登場した。これらから、定仙が了上人公然から三宝院流に関し多岐にわたる伝授を受けていたことは想像に難くないが、一方で法流相承の証拠となるような資料は見当たらず、定仙と公然がどのような関係であつたかは不明である。

②【十三函一一七】

〔外題〕仙芥集

〔角書〕（表紙右上）二十三帖之内（表紙中央）三宝院／不動法印相等／十四根本／施餓鬼法不審／灌頂

護摩事／兼実卿如意珠觀事／印相不審等

〔本文残存状態〕完全〔書写者〕釤阿〔装丁〕綴葉〔紙数〕六紙十二丁

〔料紙〕楮紙〔法量〕一四・五×二二・二〔行格〕十二行

〔手沢者名〕釤阿（梵字）（表紙右下）〔加点等〕合点・訓点あり〔保存状態〕修理済

〔識語〕正応三年十月五日記之、定仙

本冊も三宝院流の口伝について記したものである。文中には「親玄」という記述が頻出するので、これが三宝院流の末流である地蔵院流の親玄（一二四九～一三二二）の口伝を中心としたものであることがわかる。既に拙稿でも指摘した通り、幕府の祈禱勤仕僧として鎌倉に下向していた親玄の日記『親玄僧正日

記」にも定仙が親玄の止住寺を度々訪れたことが記録されており、両者が親しく交流していたであろうことが窺える。

表紙角書には「不動法印相等」というのが始めであるが、内容を見てみると冒頭には「印相不審」と題された金剛界次第の印の結び様についての口伝が記されている。その他の内容は角書の通りであり、概ね親玄の口伝を記したものであるが、同じ三宝院流の系統の意教上人頼賢の口伝と比較している部分もあり興味深い。

③【十三函一―八】

〔外題〕仙芥集

〔角書〕（表紙右上）二十三条内（表紙中央）三宝院／并招魂法事／普賢延命法／仁王經／親玄僧正口伝
〔本文残存状態〕完全　〔書写者〕釤阿　〔装丁〕綴葉　〔紙数〕四紙八丁　〔料紙〕楮紙　〔法量〕一
四・四×二二・二　〔行格〕十×十二行　〔手沢者名〕釤阿（梵字）（表紙右下）
〔加点等〕合点・訓点あり　〔保存状態〕修理済

本文冒頭に、

仁王經法　以光宝本於大政法印「奉受」　正應五年正月二十六日

とあることから分かるように、本冊は正應五年（一二九二）一月二十六日に定仙が大政法印親玄から受法した仁王經法についての記録である。表紙角書には右から「并招魂法事／普賢延命法／仁王經／親玄僧正口伝」とあるが、初めの二行「并招魂法事／普賢延命法」は後から書き添えたものであり、本文でも仁王

経法の口伝に続けてそれぞれ半丁ずつ簡潔に記されているのみである。本書では親玄の口伝を記した後に「私云」として定仙自身の私見を述べた部分もあり、その中で先にも挙げた「上人公然の口伝を紹介する部分もある。

なお本稿は、十三函一一四は中保之が、十三函一一七は竹岸貢嗣が、十三函一一八は牛久智充がそれぞれ翻刻を担当し、それを研究会メンバー全員が検証したものである。「はじめに」と「解題」は大八木隆祥が担当した。

【参考文献】

『称名寺聖教目録』全三巻、文化庁文化財部美術学芸課（2006）

『仙芥集』翻刻

【凡例】

- 一、略字を含め、原則として新字体で統一する。
- 一、合字は新字による一般的表記に改める。漢数字の略字についても同様である。
- 一、繰り返し記号について、漢字は「々」、仮名は「〃」に統一する。
- 一、脱字の挿入箇所に記された小さい丸は○で表記する。その傍に記されている挿入する文字については、○の下の（ ）中に記す。

「、文字の接続を示す「」は略す。

「、送り仮名に用いる略字・合字は読み通りの表記に改める。(例) シテ、トモ、コト
「、声点は、字に対する位置や丸の数を()中に記す。(例) (声右下〇〇)

①【十二函一一四】

〔表紙〕

029L

(右) 二十三条内 keM a (鉢阿)

(中央) 公然事

果性不可説即是密藏本分事

無相修行間事〈菩薩々々已祈修行事〉

真言利益仏果利益タル事

顯教不知溫育方便事

遮情円極シテ不用真言表徳事

真言無相不可落空見事

真言三形為如來本有徳事

真言表徳為眞善妙有仮事

(左) 仙芥集

〔本文〕

二教論上云

論曰十地論ト及五教ノ性海

不可説ノ文ト与彼龍猛菩薩不

二摩訶衍円々性海不可説

コトハ³ハルカニカナハリ
言懸会所謂因分可

説者ハ顕教分齊ナリ果性不

可説ト云ハ即是密藏本分也^文

了一上人云故胎日房云言ハ懸

会者、言ハ同ニシテ意別也 其

故ハ花巖ノ果海ハ顕教ノ果

海也 尺論ノ果海ハ即如^{キニハ}大師

御尺^一即真言也 故果海ニ可

有浅深^一也 如遠山^{エシ}松^{ムツ}ノ

喻^ハ口ハルカナル山^ニ松^ノ二本

『仙芥集』翻刻(2)

一
才

三本アルハトヲクシテ見レバ
一本トミユル也 今亦爾也 一

往見レハ此言同也 一乘性見トハ
顕密不同也 〈云云〉

果性不可説即是密藏ノ

本分也^文 此即真言ノ標

德也 此本分言中、越八葉「唯仏与仏ノ無相深理」

可有之」 〈云云〉

又云喻曰此宗所觀不過三諦□
一念心中ニ即具三諦」 以此一

為妙ニ至ハ如キニ彼ノ百非洞遣シ
四句皆亡也唯仏与仏乃能

究尽此宗他宗、以此一為

極ニ此則顕教閑楔ナリ但

真言藏家ニハ以此一為入道

初門一 不是秘奧仰覺ノ
薩埵、不可不思□^文以此

為入道初門者以顕教ノ遮

詮理一為入道初門一真言

初門也一仰覺薩埵者

真言行人也一不可不思一者

標德ト越八葉一無相ノ理ト二

アリ一標德ノ上ノ無相ノ理ハ真

言ハ遮詮也一指此等義一不ト

可不思尺シ御ス也一〈高野常義ハ唯表

德許也一能絕離ハ顯教所絕

離ハ表德也一越八葉一無相理ハ

故上人ノ意ヨリソヘタリ

了一上人云常人二云諸教絕

理ハ密藏本分文

果性不可說即是密藏本

分也ノ文ヲ如ク此一記テ義一云歟

若ハ別ニ開提等ノ中ニ有歟

分明ニ不覺一但付此言一

故上人云諸教絕理者諸

教遮情至極也一密教ノ

本分者直ニ指越ル表德一

無相理也 其故者九種
住心、遮情円極シテ其後
果海上ノ表徳顯現ス此ハ
法爾本来ノ真善妙有、
表徳也 仏說此表徳始
非說之、說本有法也
遮情円極シヌレハ不著此
表徳一直入越表徳無
相理一也 此即真言ノ遮
情也 其ト云ハ諸教ノ絕理
不^ス留表徳不^{シテ}著^テ越^テ入也
故諸教ノ絶理、密藏ノ
本分 無相理也ト尺シ御^ス也
但非会同^一此^ハ越表徳
理也 覚教遮詮理^ハ未
越之^一也 雖有淺深^一遮
情面^ハ同也

已上故上人義也

三才

無相修行事

又云唯有明朗更無一物、心

捨^{チダツ}住^ル無分別觀^{一時}^ハ

法性寂然名心寂而常

照名觀^{一義也}

此大日經、

大空^ノ義也、此時^ハ与禪

門無爾^ノ同也、此位^{ヨリハ}行

住坐臥皆是密印、舌

相言悟皆是真言也、

雖法則阿闍梨^一有此修

行分^一也、證^ハ雖初地^ノ修行^ハ

在初地已前^ノ行住坐臥

住大空三昧^ノ是真言中

云^一也、^{云云}諸尊字輪觀

便無分別觀事皆同

之^ノ云云

真言利益皆仏果利益事

又云入重玄門倒修凡事

利衆生^ノ者、顯教意也

四才^ノ

三ウ^ノ

顕教ハ不談果地ノ上ノ利
益ニ故ニ如此ニ説之也

○（利）衆生者皆因位ノ利益ト
云也　密教ハ不爾ニ四重
界会ノ利益　直ニ仏果ノ
利益也　仏果ノ上ヲ隨
機ニ利之ニ非因位方便
直仏果ノ方便ト説ク也

顕教不知溫育方便事

住心品疏云常途ノ諸論ニハ嘆シテ

沙羅樹王ノ莖葉花果末

知溫育方便一文

沙羅樹王者喻仏也　顕教ハ

唯嘆仏ノ徳ニ許也　未知

仏果ノ生長方便ニ也　不知

三密修行ニ故ニ云々

遮情円極シテ用真言表徳事
ハクヤカツルキハツハモノニ非ハ

返_テ害其身_一知運用ノ

方便_一用之_一時、此ツルキハ

用立_ツ也_一以九種住心_一

遮情円極_{スル機}、住シテ無

相心口_ニ此上_ニ用真言表

徳_一也_一住無相ノ心_一故、不

著表徳_一也_一不シテ著表徳_一

直入無相心_一此即越八

葉_一無相也_一唯仏与仏

境界也_一此機用ハクヤ

カツルキヲ_一人也_一不ル遮情_一セ

人、以有相心_一住レバ表徳

心口_ニ返_テ著_{シテ}有相_ニ召_ク失_{トカ}

也_一非ルツワモノニ_一人、ツルキ

キヲ用_{ルカ}如シ

真言無相不可落文_{空⁽⁷⁾}見事

了一上人云真言越八葉無

相理_ハ寂照同時觀也_有

上人ノ真言ノ無相ノ理_ヲ被_ル申_一

『仙芥集』翻刻②

五才_二

五ウ_二

落空見一也 真言ノ心実
相ノ觀解ノ寂照同時ノ觀
也 不落空見一不著假
觀直住法性中道心一
無念無相寂照同時也

故上人義也 故上人義ハ

会不落空見一 云云

真言三摩耶形為如來

本有表徳事

了一上人云有上人云五古三

古獨古等イクサノ具足也

諸仏智徳、喻ル害ル煩惱口一ヲ

也 云云 此即不然故上人モ

其義ヲ不被申一四種

曼陀中ノ三摩耶曼陀

羅ノ非イクサノ具足一諸

仏果徳ノ表示也 表五智

三部法界体性智一也 大日

如來モ始テ非ス說之一無始本

六才

六ウ

有本来常住ノ三摩耶

曼陀羅也 仏果ノ上ノ徳也 〔云云〕

真言表徳真善妙有仮タル事

了一上人云疏中用三諦義一

四重曼陀羅九会万陀羅ハ

三諦中ノ仮也但顕教ニハ

唯三千依正也仏果時ハ

云妙仮口ト唯三千許也

密教中ニハ四重九会也

此異也妙仮義ハ不違也

トカノ尾ニ明惠上人ノ御作ニ

隨妄秘密記ト云文アリ

其中ニ云ク顕教ハ物ヲ

云ヒノコサスト 〔云云〕

『仙芥集』翻刻②

正応三年正月三十日記之

定仙

七才

一交了

七ウ

②【十三函一一七】

〔表紙〕

「十三帖之内」

keM a (鉢阿)

不動法印相等 〈十四根本〉

三宝院

施餓鬼法如宝

灌頂護摩事

兼実サ子ノ卿如意珠觀事

印相如意等

仙芥集

〔本文〕

印相不審

一結印一樣如何 親玄云金

剛持遍礼高結之一 又袖
下ニシテ不結之定印ハ齊ノ
下ニシテ結之四仏繫慢結
印一ウチヲノウ故ニ高ク結之一
甲胄結胄ハ高ク結之除テ
此等印一其ノ外ハホソノ上ニ
ム子ノ下ニシテ結之一コトノリ
シカラスシテ結也 又此等ノ
印ノ外ハ袖ノ下ニシテ結之一也 〈已上〉
一四仏繫慢ト可讀ケイ
マント付タル事アリヒカコト也
一結四仏繫慢ト様如何
親玄云結四仏本印一此ヲ
トイテ二頭ヲモテ三タヒ
マトイテマトワルユヒノサキ
ヲスコシカノメテヒタイニ
打ヲリイテ結次印一也 無
舞儀一二頭指ノサキヲ
ヒキノケルヤウニシテ二寸許

一才

モツヒトアリ 是ハヒカコト也

ヒキノケスシテマワセルユヒヲ

カノムル許也 カメテ打ヲリウ也

〔云云〕 一ウ」

一ユヒノサキヲマトウ時ハサキヲ

互ニサシチカヘテマワス也

ユヒノサキヲ一寸許ノケ

テマワスハヒカ事也

一結胄印如何 親玄云配ハル

処ハ如本文結様如四

仏繫慢打ヲリワサル許

也二頭指サキヲチカヘ

テミタヒ結ユヒノサキ

ヲスマシカノムル也 每処一

一々如此 〔云云〕

一金剛界羯磨会菩薩印事

二拳当心 〔作彈指〕 文

親玄法印云○サシ合セテ三タヒ

弾指ヲナス也 二拳

二才」

幢菩薩印事

右拳立肘置左拳上一文

親玄云ミニクシ 左拳ヲ

右ノ拳ノ半已下付之

〔云云〕

不動次第

大精進惠釤密印、

可読一 親玄說也

印ノ結ヒ様如何 親玄云

風屈初節合峯シテ 跖

空ノ上節一文 如此文者ハ

二風ノサキヲ二大指ツメ

ノ上ヘリカケタリト見タリ

雖爾一相承印ハ不爾一

普供養印一金剛合掌シテ

二頭指、作ル宝形ニ二大

指並ヘル立ル也

十四根本印

『仙芥集』翻刻②

第一印 親玄云獨古印也

三才

二ウ

朱付云師主云以右空^二入
左虎口也 親玄自結之^一

故以右大指^一越^{シテ}左大指^一

結之^一也 私云如勸修寺

獨古印^一 〔云云〕

第二印 親玄云 如朱付注^一

第三印 親玄云 如朱付^一

返^ス印也 故^ニ右上^ニ成^ル

義アリ 〔云云〕

第四印 先右^{ミキ} 次左^{ヒタリ}

親玄云 加持眼^一 次第也

朱付注云二空並入也^文

親玄云可用此^一也

第五印 朱付注云二火^ノ

側^{ホトリサ}跇^{ハカル}也^文 師結^ヒ此印^一指^ニ

二少^ヲサシコンテ二火ノ中節^ハ

至^ス也 印少開口^一形也

者二空^ヲヲシツケスアケテモ

ツ也

第六印 風空如彈指一

親玄云ハ之（声左下〇〇）

カス但如シ可キカ

四才

彈指一

第七印 甲印ナリ 師不知之一

二大二中二小、各合テ面成

三古形一也文 親玄云二頭ハ

如上ノ説一住シ火ノ初節一

二無明モ如上ノ所説一二水

如スヘシ宝形ノ下ヘ出異許シ也

仍此印准彼等説一 二火

二地二空各立合テ可作ル

三古一歟、師云出異上一

處許一也 云云

第八印 親玄云悪叉波印ハ

上ノ朱点ノ印ノ上ニ右ノ風指

許開ク也

四ウ

第九印 親玄云右ノ風堅テ

駐^{サツ}_{ウル} 左ノ中指ノ下ノ文^ヲ一也左ノ指ノ
サキハ如^クザンカ（声左下〇〇）イノ印ノヒ
ウニモツ也

第十 空^ヲ出^セ火風^ノ間^ニ

親玄云面モニ空ノサキヲ
サシ合^{スル}也 朱付^ニ
火水地中節相柱者師^ヲ云
此モサシ合^{スル}也 云云

五才

第十一 朱付注云二火頭

相柱^(マツ)也^文 親玄云右ノ火
サキヲ左ノ火ノ中ノ節^ニサ
シ付也 注此義也 右印ト
左ノ印トサシヨセテ右ノ
無明指^ヲ左ノ小指ノ下ノ文^ニ
サシヨスル也 「觀風^ハ付火
節^一者 親玄云非屈
風^一唯風指^ヲ申^{ヘテ} 付^{クルヲ}火

指云也

第十二 親玄云如常ノ

鉄印一或ハヒサニモヲキ或ハ
ソハヘヨセテモツ二様也

第十三 朱付ニ加火水北甲

也ト者 親玄云右ノ手ヲ

ニキルヲ云也 此印ヲマヘニ

ヨコサマニサケ（声左下〇〇）

第十四 朱付ニ間小キ散

者 師云ヒラク也 〔云云〕

已上一ノ親玄法印口伝也

十九布字

親玄云初ニ置帰命句一

末ニハ加ソハカヲ中間ニハ略

之ニ也 〔云云〕

六才

五ウ

先根本印 火界咒文
親玄云獨古印也

「付此尊」秘印如何 親玄云

外五古印也咒^ハ慈救

咒也 〈云云〉

次三々昧耶攝召印^文

親玄云當流^ハ結此印^一誦

慈救咒^ハ廣沢^{ニハ}三ノ昧

耶攝召^ノ真言ト云者アリ

誦其^{レハ}也 〈云云〉

已上不動法也

施餓鬼法

ra su pa ga taH sa rva

dha rmaH 可讀

次開咽喉^{ヌメ} 注二様アリ

何^{レモ}可用之^一

朱付彈指者大指中指^ヲハヌル也

「次結前印」當食器加持

飲食^ハ誦真言^ハ七^反

師云上^ハ法^ハ可用^ハ大指

中指^ノ甲^ヲ摩^{スルコト}三^二反

六ウ」

七才」

其後彈指二下也 弹指^ハ

即大指、中指ヲハヌル也

已上親玄說也

故意教上人伝^{ニハ}大指中

指ヲ摩^{ステ}復、彈指ヲハ如常^一

大指頭指ニテハヌル也 〔云云〕

灌頂護摩事

付醍醐三宝院流 護摩

時、投加持物^一師取弟子指^一

有此作法^一大阿闍梨勤仕

護摩^一時、作此作法^一耶、

教授作護摩^一時^モ作此作

法^一耶、親玄法印云

大阿闍梨、自作護摩^一時、

作此作法^一教授作護

摩^一時^ハ不作此作法^一血

脈者チノミチノスクニ

下ル力如ク師資スクニ下ニ

名^{タリ} 灌頂護摩時、師凡

八才

七ウ

弟子呼事モ師資相

侍シテ下ル義也是故教

授時ハ不作此作法也 〔云云〕

如意宝珠日記事

九条殿兼実ノ日記在之

兼実者月ノ輪殿也

禪定殿下 〔口忠〕 ヲチ (声左下〇〇) 也

兼実ノ日記ト勝賢僧

正ノ注トハノ如意宝珠ニ

出ラレタリ 如ハ台ノ皮

籠ノ日記トハノ如意宝

珠ハ唯仏舍利也 二十種ノ

香薬ト牛玉廉玉等ヲソヘ

テ入朱唐櫃一被置一也

如兼実ノ記者在ル実

宝珠一歟 但不シテ見中

記歟 用醍醐日記者

如是可得意 又真実二六

難知。如兼宋記歟。
已上親玄記也。

正應三年十月五日記之

定仙

九才
九才

〔裏表紙〕

撰〈十八帖〉

③【十三函一一八】

〔表紙〕

一十三條内 keM a (鉢阿)

并招魂法事

普賢延命法

三宝院

仁王經

親玄僧正口伝

〔本文〕

仁王經法 以光寶本

於大政法印「奉受」

正應五年正月二十六日

法印御房仰云今、図曼

陀羅醍醐正本也

又仰云道場圖等如此圖

少^モ無相違

付道場觀^一到岸^{タラカ}菩薩者

今不動明王事也大師、

仁王経[/]本尊[/]御圖会^{ニモ}

到岸菩薩^ト力^カキ付^ケ明^{セリ}

此尊^ハ唯不動、左^ニ持

輪^一右持鉢^一也

金剛平等印少^モ無相違

付本尊加持^一無所不至印

如文^一注如文^一經台印

如文 外五古印如文

護摩事

一々如文 字輪觀如文

付此法持經者（声左下〇〇） 読誦經也

已上

仰云仁海僧正時以云フ如照ト

繪師^ヲ增益^ヲ曼陀羅^ヲ

被図^{（声左〇〇）}菜色^{サイ}也

スミカキ

ニハ非ル也 定海僧正時、
以珍海已講^ヲ 以仁海ノ増

益^ヲ曼陀羅^ヲ被^ル図^シ改^メ

息災^ノ曼陀羅^ニ 新訳^ノ

仁王經^ノ中^ニ大火大水及

大風^火天水天風天

也此三天^ヲ被^圖加^ヘ 此

即息災ノ由也 其外^ハ与

増益曼陀羅^ヲ無異事^一

此両曼陀羅^ハ在三寶院^一

成賢僧正時、此^ヲウツシテ

遍知院ニ被安置
遍知院門流ニハ以此本ニ可

勤行ニ也 極樂房僧正

時、申出シテ三宝院本ニ

勤行之ソノマリニテ不シテ

返我モトニヲク也非法也

終ニハ自本処ニ可訴訟之也

三宝院ノ門流ニ大師、自ラ図

会シ明ス仁王經本尊ノ曼

陀羅明ス今ノ醍醐曼

陀羅ノ中尊也但御筆ノ

本尊ハ立像也印相等ハ

無シ異余ノ四尊モ明シケリ

別失テ當時ハ唯一体也

三宝院ノ家ツク仁ニ大師ノ

御筆ノ本尊ヲ相承スル

故ニヤワラ當時ノ曼陀

羅ノ下ニカクル也覺雅

法印等不存知此由歟

三才

二ウ

『仙芥集』翻刻②

御筆ノ本尊ノ傍ラニ大師

到岸菩薩トアソハサル〃也

問仁海本ハ増益也定海

本ハ息災也付之勤行

作法等如何仰云作法

印相道場觀等カワラ

サル也但増益息災ハ

以其句一加陀羅尼末ニ也

又香薬ハ別也此等ノ異

也護摩修法等モ只爾也

又付定海本ニ時ノ人難云ク

本尊増益ニテ法ラニ息災ニ

行スルコソキ亦（声左下〇〇）ナシ本尊ヲ

息災ニ改タムルヒ力事也ト

〔云云〕

珍海已講、以定海墨書ノ

本ヲ往寛信許モトヘ此ヲ

ウツサス其夜ノ夢ニ見ル

様、貴女、立岸上ニ

ヲ

三ウ

四才

ソロシケナル男等杓醍醐
深砂河ノ水ヲ カシラクタリ

ニ此ヲカク、貴女ヲ此カケ

サセテ被レテ仰一云我カ寺ヲ

アサマニスル物ヲ如此一罰

スル也ト云々珍海夢

サメテヲソレ入テ次ノ日從テ

寛信ノ許一 乞ヒ返ス之一

雖爾一其日ヨリ病付テ

ヤカテヤミテ死スル也ト 〈云々云〉

已上親玄僧正說也

私云改ルハ增益曼陀羅一勝

覓歟光宝次第ニ其

由見也雖爾一寛信ノモト

ヘ珍海ユク付テ其一定海ノ時ノ

事歟

了一上人云珍海已講ハ三論學

生也与寛信一同法也三論

絶テスタレタリ 珍海興之大

四ウ

五才

事ノ論義等興之也

珍海^ハ定海^ハ弟子也

元海^ハ弟也元海僧都

法勝寺^ハ執行俊寬

珍海三人兄弟也

珍海^ハ非仏師^ハ公達繪

也 〈云云〉⁽⁸⁾

但三宝院変異也

問付^テ行法^ニ付大法^ニ作^{スト}云^ヒ

付^テ別行次第^一作^{スト}云^ニ 其

由如何 仰云付大法^ニ者

金剛界^ノ成身会^{マテ}行^{シテ}之^ニ羯

磨已下^ヲ略也付別行次第^一

者通^{シテ}諸尊^一非^ス如^ニ十八道^一

金剛界^ノ成身会以前^ヲ

トリ入^テ行也薄双紙^ノ

中^ニカヤウノ次第アリ引^テ

可見^一五相成身^ヲ不行^一也

略五相「入道場觀」也通

諸尊「有ル此事」可也非

十八道「非金界」中間也

指駄都「非云^ニ別行」

也〈云云〉

普賢延命法

以光宝本「於大政法

印「奉受」

「仰云此法無別事」

「本尊加持處難訓」

處、結シ頸胸腰肩

腕膝脛「ハキ」之後「ロヲ」カタク

頭「ヲ」可訓「堅首頭」

者仰云云「^フ結^ヲ首頭^ニ也」

招魂法事

仰云行此法「時必非^ス可作

此作法「人玉^ノ出時、

或大法或供或護摩、如^ク

此「行^{シテ}修招魂法」也

六ウ

六才

○玉不出時^ハ雖行此法^一不修招魂法也⁽⁹⁾

別在私次第^一此儀式如何

仰云唯白表紙也少シ

記本文「無誤」也

仰云陰陽道^ニ招魂ノマツ

リトテ在之^一其^ハ陰陽

師マツル也ト^一〈云云〉

一交了

七才

〔裏表紙〕

撰^ハ十八帖

(1) 真全二七・三三一下

(2) 真全三九・三六七上

(3) ルビ「コトハ」は、テクストでは左側。

(4) 「喻曰 中略 不可不思」『弁顯密二教論』大正藏七七・三七六C一六
文中「利」は取消され、上下左右に片仮名にて「ヒ」とある。

(5) 三五丁右最後と「ギ」が重複するが、原本通りに記載した。

(6) 本文中「文」が取り消され、右に「空」と記される。

(7) この一行別筆。

(8) この一行別筆。傍注か。

